

Title	「學制」頒布前後事情
Sub Title	
Author	中山, 一義(Nakayama, Kazuyoshi)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1934
Jtitle	哲學 No.12 (1934. 8) ,p.77- 146
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000012-0077

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「學制」頒布前後事情

中山一義

緒言

「學制」頒布前後の教育事情を明かにし、「學制」そのものの明治初年の社會に於ける社會現象としての意義を探ると同時に明治・大正教育史上に於ける「學制」の地位を考究するのがこの論文の主眼とするところである。

「學制」頒布前後の教育事情の敘述は本論に譲るとして、茲では社會現象としての「學制」の意義竝に「學制」そのものの全貌について一言する。

一時代を過渡期と視ることは、恰も一時代をその時代に住む人々が末世と觀じる傾向が往々にして見受けられるやうに、珍らしからぬことではあるが、特に世に

革命期乃至變革期と特徴付けられる時期、その期間を中心とする前後程文字通りの意味で過渡期と呼ぶに適しい時期はあるまい。第十九世紀の六十年代を中心として行はれた我が明治維新の如きも、第十八世紀末のフランス革命や第二十世紀初頭のロシア革命とは勿論その社會變革の本質に於て大いに異なるものがあるとはいへ、兩者とともに、上述の意味での眞の過渡期と呼ぶべき一定の期間を有つてゐる點に於ては一致して居る。一時代の社會的變革は經濟的・政治的・其他諸般の社會的諸現象が互に因となり果となり、經となり緯となつて遂行されるものであらうから、一つの社會現象を捉へて他の社會現象の因なりと證し得ても、その因終始必らずしも因ならず。自らの産んだ果によつて逆に自己の變改を餘儀なくされる場合も少くない。従つて、明治維新に於ける「學制」の一社會現象としての意義もこれを一概に決定し去ることは早計たるの批難を免れぬ。

元來、社會變革期には二つの勢力が特に明確な形をとつて社會的動力となつて現出する。一つは破壊的動力であり、他は建設的動力である。勿論先に破壊的動力たりしものが後に建設的動力に轉化することは往々にしてありうるし、その逆

も見出される。またこの二つの動力は見方によつては、同一の社會現象の兩面とも見られるものであるが、前者を消極的建設面と呼び、後者を積極的建設面と稱することも出来る。

明治維新を遂行した社會的動力が何ものであつたか、これは直接當面の問題ではない。當面の問題はこれらの社會的動力の進行したその足跡である。維新史を繙いた人々は氣付くやうに、幕末に於ける維新變革のスローガンが、世が變つて明治となるや、弊履の如く遺棄され、攘夷は文明開化と變り、尊王といふ意味での極端なる復古主義は急進的な歐化主義にその勢力を蝕食された。要之、維新變革へ導く武器たりし尊王攘夷の主張も、その役割を果し終るや、維新變革の第一線から見ると見るうちに退いて、これに代つて今や新時代、新社會建設の技術的、智識的方面を一手に引き受けた文明開化の思想が我がもの顔に擡頭し出した。

慶應三年十二月九日王政復古の大號令煥發以後、社會百般の事象はまさに新舊混淆、その後數年間は當時の人々は時勢の見極めさへつかず、眞に過渡期たるの世相を現出したのであつた。この期間に行はれた社會變革は要するに上述の二つ

の社會的動力によるものであつた。舊封建的諸分子・諸勢力・諸制度等の破壊・一掃・處分、即ち徳川幕府の處分・諸藩の處分・版籍奉還・廢藩置縣・其他舊時代の風習の一掃・これらが消極的建設と呼ぶべき一面であり、新制度法規の制定即ち、官制・議政機・關學制・軍制・幣制其の他諸般の制度・風習等の制定整備建設が、而してこれらに依る人心の一新といふことが積極的建設と稱しうる一面である。

社會現象としての「學制」は、かかる意味に於て、表面的には明治維新變革期に於ける積極的建設面として登場してゐる。確かに、「學制」のその後の我が國教育の進歩に資した點から見て、それに少しの異論はないのであるが、先にも述べたやうに「學制」は同時に舊分子一掃・封建的教育制度の破壊といふ點に於て前者に劣らぬ重要な意義を有するものであることを看過してはならない。

教育事實の上から「學制」の社會現象としての意義を説明するなら、その最も重要な點として三つのものを擧げることが出来る。第一は後にも教育行政の章で述べるやうに、中央集權的劃一的教育行政制度の建設といふことであり、第二は庶民教育の發達に一新時期を劃したこと、即ち士庶の就學に機會均等を期したこと、

あり、第三は最も徹底的な國家主義的傾向の看取されるといふ點である。

「學制」は明治五年八月「被仰出書」の喚發に次いで頒布された。「學制」の精神を端的に表現してゐる。この學事獎勵に關する「被仰出書」(太政官布告第 二百十四號)の内容は左の如くである。

人々自ら其身を立て其産を治め其業を昌にして以て其生を遂るゆゑんものは他なし身を脩め智を開き才藝を長するによるなり而て其身を修め智を開き才藝を長するは學にあらずされは能はず是れ學校の設あるゆゑんにして日用常行言語書算を初め士官農商百工技藝及び法律政治天文醫療等に至る迄凡人の營むところの事學あらざるはなし人能く其才のあるところに應じ勉勵して之に従事ししかして後初て生を治め産を興し業を昌にするを得へしされば學問は身を立るの財本ともいふべきものにして人たるもの誰か學はずして可ならんや夫の道路に迷ひ飢餓に陥り家を破り身を喪の徒の如きは畢竟不學よりしてかゝる過ちを生ずるなり從來學校の設ありてより年を経ること久しといへども或は其道を得ざるよりして人其方向を誤り學問は士人以上の事とし農工商及婦女子に至つては之を度外におき學問の何物たるを辨せず又士人以上の稀に學ぶものも動もすれば國家の爲にすと唱へ身を立るの基たるを知らずして或は詞章記誦の末に趨り空理虚談の途に陥り

其論高尚に似たりといへとも身に行ひ事に施すこと能はざるもの少からず是すなはち沿襲の習弊にして文明普ねからず才藝の長せずして貧乏破産喪家の徒多きゆゑなり是故に人たるものは學はすんばあるべからず之を學ふには宜しく其旨を誤るへからず之に依つて今般文部省に於て學制を定め追々教則をも改正し布告に及ぶべきに付自今以後一般の人民華士族卒農工及婦女子 必ず邑に不學の戸なく家に不學の人なからしめん事を期す人の父兄たるもの宜しく此意を體認し其愛育の情を厚くし其子弟をして必ず學に從事せしめざるへからざるものなり高上の學に至ては其人の才能に任すといへとも幼童の子弟は男女の別なく小學に從事せしめざるものは父兄の越度たるべき事

但從來沿襲の學問は士人以上の事とし國家の爲にすと唱ふるを以て學費及其衣食の用に至る迄多く官に信賴し之を給するに非されは學さる事と思ひ一生を自棄するもの少からず是皆惑へるの甚しきものなり自今以後此等の弊を改め一般の人民他事を抛ち自ら奮て必ず學に從事せしむべき様心得へき事

右之通被仰出候條地方官に於て邊隅小民に至る迄不洩様便宜解釋を加へ精細申諭文部省規則に隨ひ學問普及致様方法を設可施行事

先づ學問の目的を述べ、學問は身を立つるの財本なりと斷じ、從來の不學の弊及び無用の學問を爲すの蒙を啓き、人たるもの學ばずんばあるべからず、而して之を

學ぶには宜しくその旨を誤るべからずと教へ、更に義務的強制教育の必須なることに言及し、但書中に於ては、學費及び教育費のことに就て述べ、その民費に依るべき旨を明言してゐる。

以上は言ふまでもなく福澤先生の實學思想そのままである。以て「學制」そのものの性格の一斑を知ることが出来る。

「學制」を制定するに與つて力あつた人々は誰か。今敘述の煩瑣を避けるため、高橋俊乘氏に従つて（『日本教育文化史』五二四—五頁）これに參與したと推定される人々の名を列擧するに止める。江藤新平、長^{みづ}茨、西瀉訥、瓜生寅、大木喬任、辻新次、フルベッキ、田中不二麻呂、野村素介。尙ほ參與はせぬが重大な影響を與へた人として福澤先生を忘れることは出来ない。以て「學制」がその裡に矛盾を包藏してゐたことを推知しうる。

「學制」頒布に先立つこと二箇月、明治五年六月に「學制」の草案は出來上つてゐた。そこで文部省から太政官に伺書を提出した。これに對して同月二十四日、太政官から指令が下りた。この指令は當時の政府の教育方針を知る上に好箇の材料である。右に各箇條の見出しを略記する。

- 一、厚ク力ヲ小學校ニ可用事
- 一、速ニ師表學校ヲ興スヘキ事
- 一、一般ノ女子男子ト均シク教育ヲ被ラシムヘキコト
- 一、各大學區中漸次中學ヲ設クヘキ事
- 一、生徒階級ヲ踏ム極メテ嚴ナラシムヘキ事
- 一、生業成業ノ規アルモノハ務メテ其大成ヲ期セシムヘキ事
- 一、商法學校一二所ヲ興スヘキ事
- 一、凡學校ヲ設クルニ新築營繕ノ如キハ務メテ完全ナルヲ期ス事
- 一、反譯ノ事業ヲ急ニスル事

これによつて、當時政府の力を入れてゐたのは小學教育・師範教育・女子教育・反譯事業・學校校舍營繕等の方面で、中等教育・實業教育方面には漸進主義を採つてゐたことが判る。

「學制」の内容は凡そ一國の教育制度の全般に亙る包括的な規程である。追加二編を加へると章を分つこと百五十九、學區督學局・學區取締小學校・中學校・師範學校・

大學専門學校・教員・學位・生徒及び試業・經費・海外留學生規則・神官僧侶學校等の事項に付詳細に規定してゐる。この一々については本論に於て言及することとし、學制の草案作成に參考となつたものは何であつたか、といふ問題について一言する。

當時教育に直接關係あるもので翻譯されたのは、興味あることには教育制度に關するものが大部分を占めてゐる點である。明治二年に先づ開成學校版の内田正雄譯「和蘭學制」が出た。翌三年慶應義塾版の小幡甚三郎撮譯吉田賢輔校正「西學校軌範」(上下二卷、上卷は歐米教育制度大要、下卷はコロンビア大學學則抄譯)が現はれ、出版年度は六年であるが「學制」原案作成以前に譯稿が出来てゐたと推定されてゐる文部省版の佐澤太郎譯「佛國學制」がある。「學制」草案が成るに際し、前二書も參考となつたであらうが、「佛國學制」の影響は特に大きい。この「佛國學制」が「學制」に影響を與へた程度及び限界等の問題は他日更に詳細に研究するに價するものであるが、從來の諸説によると、「學制」の體の組織はこれを「佛國學制」に、學科目の分類及び名稱等に就ては英米殊に米國の制度を參照したものとといふのである。併しこの米國の制度を參照したといふが、その原となつた譯書も譯稿も原本も明かでない。ただここに言つて置きたいこ

とは學科目以外のことは殆ど「佛國學制」の模倣かといふと、重要な點で大いに兩者異るところが見出されるといふことである。その最も顯著な例は佛國の學校系統が所謂「階級組織」といふ、庶民學校系統と中等以上の學校系統とが社會階級的に全く平行して存在するのに對して、「學制」では小學から大學まで一つの學校系統を以て貫いてゐる。この點寧ろ米國のそれに似てゐるともいへる。併しこの考へは直接米國學制に模したといふよりは、それは當時一般に唱導されてゐた四民平等の思想の現はれであると推定する方がよいと思ふ。尙ほ海後宗臣氏に従ふと（明治文化全集第十卷教育、篇、大小學校建議解題、六頁）明治二年に出版された加藤有隣著「大小學校建議」に現はれた漢學者側の「大學」「小學」の思想が「一方より大きな貢獻をなしてゐると斷定されてゐるが、斯くみてくると、國學者側の教育制度に關する思想にも類似のものを見出し得ない譯ではない（明治元年・二年頃）」から、結局當時の時勢が然らしめたといつて廣く考へて置く方がよいと思ふ。勿論海後氏の御意見は「學制草案の誕生は、佛國米國等海外諸國の學校制度のみに刺戟されたものではない」といふ點に重心があるやうにみうけられるから、その點は私も海後氏に同感である。

尙ほ「學制」頒布前後の當局の歐化主義の一端としてオランダ人フルベツキ・アメリカ人モルレー・同スコットの三氏について一言する。フルベツキ(G. F. Verbeck, 1830—89)は初め工學を學び、後渡米して宣教師となり、安政六年來朝、長崎に居たが、明治二年上京、大學南校に教師となつた。彼は實利主義者で最初の文部卿大木喬任の信任を得て種々相談に與つた。従つて上述の如く「學制」成立にはこの人も與つて力あるわけである。モルレー(David Murray, 1830—1905)は明治六年八月から文部省に學監として奉職した人で、彼を招くに當つては森有禮などの推薦があつたことと思ふ(明治文化全集第十卷十八頁參照)が、福澤先生の進言にも依るところ大であつたといふ話である(小林澄兄著「最近教育」思潮概説、四五二頁)。田中不二麻呂の信任厚く、彼の着實な教育意見は文部省の年報中「學監申報」に於て知ることが出来るが、前のフルベツキが「學制」草案成立に力を貸したと同様、「學制」の實施に當つて種々の實際的技術的方面で我が國教育界に弘く盡力した。尙ほ高橋俊乘氏に従ふと(日本教育文化史、五四七頁)モルレーは「アメリカ人通有の自由主義、地方分權主義を教育上にも正しいと考へてゐる人であつたから、學制」が早晚改正さるべき一つの原因が早くから、文部省の主腦部に存してゐた。

と記して明治十二年の田中不二麻呂の行つた「教育令」制定、「學制」廢止の一原因について考究してゐられるのは面白い。最後にスコット(M. M. Scott)は森有禮がアメリカに居つた頃、日本に招かれ、明治四年來朝、初め開成所に奉職してゐたが、師範教育に経験があるといふことから、ちやうど明治五年九月昌平校内に小學師範學校が創設されたので、その教師として教へることになり、坪井玄道がその時通譯となつた。而して教科書・教具・機械等一切これを米國へ註文し、教室なども米國の學校に模して授業した。要之、スコットが「學制」頒布後の師範教育を先づ一手に引きうけその基礎を確立したのであつた。以て「學制」頒布當時の急進的歐化主義を察知しうる。

次に「學制」實施のために從來の學校は如何處分されたかといふに、地方教育行政の章で詳述するが、布告第十三號で「學制」頒布に先立ち(七月)舊學校は悉くこれを廢止せしめ、今般定められる學制に循ひ其主意を汲み新に學校を設立すべき旨を府縣に令してゐる。斯くして藩學は殆ど廢校された。私塾も郷學も寺小屋も新制度に循つて變改し再生しない限り存置を認めないことになつてゐた。このこと

は可成りの徹底さを以て實行されたやうである。而してこの事實は廢藩置縣の斷行が直接には何等血をみずしてなされたと同様實に驚くべきことである。

最後に「學制」の明治以後の教育史上に於ける位置に就て一言する。それには「學制」がその體裁に於て歐・米諸國の學制の模倣であつたといふ點、しかも、特に最も綜合的な劃一的な中央集權的意味を有する佛蘭西のそれを模倣したといふ點、從つて「學制」そのものは今日に於てもその根幹的な部分に就て見るならばそのまま採つて以て實施可能性を有するものであるといふ點、これらの諸點を先づ念頭に浮べる必要がある。而してのち、その後の教育上に於ける制度的變遷の跡を辿るならば直ちに看取できるであらうやうに、明治十二年・十三年に於ける「教育令」及び「改正教育令」は暫く措き、明治十九年「學校令」以後の制度的變遷は要之「學制」の何れかの部分を摘出しこれに改修補正・變改・増補を加へたものと看ることが出来るのである。さうしてこの事實は現在にまで及んでゐて、最近數年來我國學制の全般的改革のしばしば叫ばれるのは、實に明治十九年以後のさうした部分的改正の連續によつて構成されてゐる現在の學制を全體的に綜合的に改革せんとする要求、私はこ

れを明治五年の全體的な「學制」の精神に還らうとする要求であると考へてゐるのであるが、さうした要求が現に感じられてゐるからであらう。

第一章 中央教育行政機關の成立

我が國に於ける中央教育行政機關としての文部省成立過程の討究が當面の問題であるが、それに先き立つて舊幕時代の教育界の事情を一瞥して置く必要がある。もと林家の私學に端を發し、後幕府の官學となつた昌平黌は寛永七年三代將軍家光が上野忍ヶ岡の地を林羅山に賜ひ、興學の地たらしめたときに起因する。

その後幾變遷を經、十一代將軍家齊の時代に至り、老中松平定信が學制を改革し、從來多少とも林家の私學の如き觀のあつた點を廢棄してこれを純然たる幕府の官學と爲した。家齊在職の頃は後にも説くやうに徳川家康の創めた幕府の諸制度の漸く大成された時代であつたと同時に、賴朝以來の封建國家が解體し社會百般の事象が近代的國家の誕生を促進し始めようとする時代でもあつた。定信の採つた上述の政策は勿論、一學校昌平黌の學制改革を單に企圖したものではなかつ

た。昌平黌の改革擴張は彼の同時に發令した異學の禁と相即不離のものであつた。彼はこの政策はその局に當つたものが人材を得たため可成の程度に徹底せしむることが出来たといふ。これは所謂寛政の治の一端であるが、今日から見れば定信の教化政策は彼自身の意圖に反して時代を引き戻す力であつたよりは寧ろ全國の教育を統一化し普及したといふ意味に於て時代を進展せしめた力であつたといへる。

徳川時代の教育史を研究して居られる學者の一齋に唱へるところは寛政前後から全國の教育界が異常の活氣を帯びて來たといふことである。この時代以前と以後とは確然と裁斷しうるといふことである。換言すれば寛政前後から近代國家的教育組織發生の機運が事毎に看取され始めるといふのである。幕府の直轄學校に就て然り、諸藩の藩學・鄉學に就いて然り、全國に散在する私塾・寺小屋に就て亦然りである。

昌平黌の擴張と異學の禁令とは上述の如く全國教育の統一化と普及とに與つて力あつた。所謂正學たる朱子學は幕府の諸直轄學校に於て講せられ、諸藩の藩

學郷學もこれを採用した。反對もあつた。がそれは或程度まで抑へることが出来た。然かも新設の學校が加速度的に増加し始めた。さうしてこれらの學校の大半は當時の最高學府たる官學昌平黌の教育の内容から規模體裁に到るまで模倣した。この意味に於て寛政天保の極盛期に於ける官學昌平黌はもはや單なる一學校以上の意義を多少とも有してゐたやうに思はれる。幕府直轄學校へ教授方を派遣し、毎年交代して學頭たらしめたことなどはその一端を物語るものであらう。併し官學昌平黌はその後幕末へかけて衰運にむかつたやうである。

昌平黌は明治元年六月、一時閉鎖されてゐたのが再興され、二年には大學校となり、更に大學と改め、三年皇漢學校としての大學本校は廢止されたが、行政官廳としての大學は存置され、四年の文部省創設のものととなつてゐる。維新草創の際には開成校や醫學校と夫々事務の分掌を行つてゐたとはいへ、今日の文部省の起原はこれを昌平黌にもとむべきであらう。以上の豫備的知識をもつて我々は當面の問題の討究に移らう。

慶應三年十月十四日征夷大將軍内大臣徳川慶喜上表して政權を奉還せんと請

ふ。朝廷では翌十五日早速慶喜の請をお充しになつた。新政府其の後の百般の積極的建設事業はその舊制度分子の打破並びに消極的處分作業とともに着々歩武が進められてゐる。勿論我々は當時の歴史を回顧して其處に朝令幕改とも評すべき眼まぐるしい大小無數の制度上の變革に出會ふのであるが、その故にこそ却つてその底に流れる新社會建設の意氣と努力と幾多の惱みとを感せずには居られぬ。

明治元年十月十五日慶喜の請を充すと同時に、即日大いに國是を議定せんとして十萬石以上の諸侯を召集し、同月二十一日には十萬石以下の諸侯を召されてゐる。越えて十二月十日先づ宮堂上に對し、十四日には列藩に對し夫々王政復古を告諭された。斯く新政府は一方に舊分子の掃擽作業に従事するの傍ら、他方大小百般の建設事業に日も尙足らざる有様であつたが、特にその官制に關しては明治四年七月の廢藩置縣に次ぐ太政官制の改革でひとまづ一段落をみるまでには、相繼ぐ五次の大改革が行はれた。第一次の改革は慶應三年十二月に行はれ、攝政・關白・征夷大將軍以下の職を廢し、新に總裁・議定・參與の三職が置かれた。尋いで翌明

治元年正月職制を定め、神祇・内國・外國・海陸軍・會計・刑法・制度の七科を置き、二月改めて總裁局及神祇・内國・軍防・會計・刑法・制度の七局とす、議定をして之を分督せしめ、參與をして之を分掌せしめた。これが第二次改革である。更に同年閏四月官制を改正し、太政官を分つて議政・行政・神祇・會計・軍務・外國・刑法の七官となし、又地方を分つて府・藩・縣となし、府・縣に知事を置き、藩は姑く舊(諸侯)に仍ることとした。以上が

第三次の改革である。第四次改革は明治二年六月の版籍奉還(前田慶寧、島津忠義以下三百六十一人を以

て知藩事と爲す)に次いで行はれた。乃ち二年七月八日官制を改め、行政官を以て太政官

となし、民部・會計・軍務・外國・刑法の五官を廢して神祇官及び民部・大藏・兵部・刑部・宮内・外務の六省、待詔院・集議院・大學校・彈正臺・皇太后宮職・皇后宮職・東宮職・海軍・陸軍・留守官・宣教師開拓使・按察使を置いた。第五次改革即ち總官制の改革は明治四年七月の廢藩置縣に次いで行はれた。本官たる太政官は正院・左院・右院・一等察式部局等に分たれ、分官として神祇・外務・大藏・兵部・文部・工部・司法・宮内の八省が置かれた。

以上は明治初年の官制沿革の根幹的なもののみを擧げたのであつて、この五大改革の他に、教育に直接間接關係あるもののみでも、制度寮(元年正月設置、二月制廢事務局となる。閏四月廢止)

江戸鎮臺(臨時、元年五月)・待讀(元年六月)・學校官(元年六月十八日設置、同)・鎮將府(元年七月)・民部官(二年四月)・制度寮(二年四月再頒、五月)等を擧げることが出来る。

中央政府の官制一般が上述の如く短月日に幾變遷を経たのと比例して、中央教育行政も上記の明治四年七月の第五次改革に於ける文部省設立までには實に走馬燈のやうに眼まぐるしく變化してゐる。慶應三年十月徳川慶喜が政權を奉還はしたが、新政府の手が江戸を鎮め、形式的にも實質的にも之を統治したのは明治元年六月である。即ち江戸に鎮臺が設置され、大總督宮熾仁親王をして之を管せしめ、江戸府知事烏丸光徳を以て輔とした頃に始まる。従つてこれより以前に於ては新政府の手の及ぶところは直接には京都より他になかつた。

先づ明治元年二月二十二日、日參與内國事務判事王松操・參與神祇事務判事平田鏡胤・同矢野玄道及び三宅大學佐々謙三郎・長谷川深美・東園基教等の人々が學校制度取調掛に任せられ、今般學校御取立ニ付制度規則等取調申付クと命せられてゐる。この學校掛の制度は、勿論中央の行政機關ではなく純粹の學制に關する調査機關乃至諮問機關とみるべきであらう。併し、これと同時に薩藩の岩下方平等にも以

上の國學者とは別途に學制調査をなさしめた事實がある。「明治史要」に據ると、元年正月九日に議定嘉彰親王が外國事務總裁を兼ねられた際、議定三條實美及び參與東久世通禧、岩下方平、後藤元燁ニ外國事務取調掛ヲ兼ネシム」とあるし、第二次官制改革による職制表に従ふと、外國事務局督には晃親王がなられ、東久世通禧、伊達宗城は同輔となり、同判事には岩下方平、五代友厚、井上馨、町田久成、寺島宗則、伊藤博文、文井關盛良等の顔振れがみられるから、岩下等の調査した學制は恐らく國學者のそれとはその主義に於て大いに異なるものがあつたであらう。然も、この兩調査が元年四月十五日の學習院を改めて大學寮代としたことを中心として、正面衝突することになつたのは注目すべきことである。(教育政策の章參照)

ところで上記學校掛の調査の結果「學舍制案」なるものが出來、元年三月二十日には總裁の名を以て之を各局に廻付し、その意見を徴されたが、各局より何等の答議も得られず、結局この議は立ち消えとなつてしまつた。

上述で我々は新政府が手を着けたのは、先づ學制調査の方面であつたことを知るのであるが、學校施設の方面で第一に着手したのは、京都舊學習院再興であつた。

即ち明治元年三月十二日内國事務局達を以て舊學習院の復興を命じ、同月十九日より開講せしめることとした。この事實によつて當時の文政當局が内國事務局にあつたことを知りうる。當時の内國事務局は今日の内務農務商工遞信の各省を合したやうな體裁のものであつたが、同時に文部省をも兼ねてゐたのであつた。閏四月の第三次官制改革ではこの内國事務局の事務は殆ど行政官に移管されてゐる。

以上はすべて明治二年三月頃までの京都の出來事である。ところで江戸の方は如何であつたか。大總督有栖川宮熾仁親王は明治元年二月十五日京都を發して東征の途につかれた。四月十一日東海先鋒橋本實梁は江戸城を收め、十五日大總督宮は江戸に入り増上寺に次し新政を布き、越えて四月二十一日江戸城に入城された。五月十一日江戸府設置、六月五日江戸鎮臺を置き大總督宮熾仁親王がこれを管せられることとなり、江戸府知事烏丸光徳が輔となつた。而して、總督府の手に沒收した舊徳川幕府經營の諸機關の或るものは新に新政府の機關として再興されることになつた。教育に關する限りに於ては總督府の手によつて先づ明

治元年六月二十六日舊幕府所管の醫學所が復興された。次いで同月二十九日總督府は昌平黌を再興し、これに生徒を入學せしめた。これらが江戸に於ける新政府の學校施設に着手した最初である。當時のことであるから、總督府では軍政その他の事務を掌る傍ら、文政のことをも管されたものであらう。この際特に注意すべきは、昌平黌の再興と同時にその教官が任命されたが、この教官以外に學校事務を執る職官として學校官、學校官附屬及學校官附屬勤番組頭等の諸官が置かれたことである。昌平校職目によると學校官に片桐省介が任命され、外に二十二名のもものが夫々諸官に任せられてゐる。ところが七月十七日には天皇は江戸に行幸せられ政を視られることに定まり、詔して江戸を東京と改められた。そこでこの日江戸鎮臺を廢して鎮將府を置き駿河以東十三國を管理せしめ、輔相三條實美を以て鎮將を兼ねしめ、烏丸光徳を東京府知事となし、大總督府は専ら軍務を掌ることとなり、従つて昌平黌、醫學所も八月二日には東京府の所管に移された。然るに九月十二日に到り鎮將府の開成所を再興するや、翌十三日には醫學所を、十四日には昌平黌を夫々その所管として三校を一手に收めた。その後一月程はそのま

まであつたが、十月十三日車駕東京に抵り江戸城を以て皇居となし改めて東京城と稱することとなり、従つて同月十八日には、いままで駿河以東十三國を管理してゐた鎮將府は廢止され、翌十九日それまで京都にのみ置かれた五官廳を假に東京に設くることとなつた。そこで鎮將府の所管であつた昌平黌・開成所・醫學所のうち前二者は行政官に後者は東京府に尋いで軍務官に移管されることとなり、又開成所は同月二十九日には東京府に所屬したので、茲に三校とも夫々その所屬を異にするやうになつた。ただ注意すべきは昌平黌のみが行政官の所管に残されたことである。而も先に再興の際置かれた學校官以下の諸官はこの時廢止された。

併しまた一月ほどすると、十一月十三日に開成所は東京府から行政官に移管され、同月十七日には醫學所は軍務官から東京府に移管され、更に十二月昌平校に所屬した。以上によつて舊幕府から受け継がれた昌平・開成・醫學の三校が漸次當時の中央文政當局たる行政官に統一される過程を看取することができる。

然るに十一月十八日松岡七助を以て昌平學校掛としたが、十二月十二日從來の學校官の職制を改め、頭取・一等教授・二等教授・三等教授・教授・試補等の諸教官を置く

と同時に、同月十三日知學事・正權判學事といふ教育行政に關する職官を置き、山内豊信を知學事に、秋月種樹を判學事に夫々任命し、二十三日には松岡七助・内田恒次郎を權判事に任じた。「明治史要」の元年末に載せられてある政體一覽表には、當時の新政府直轄學校として、京都には皇學所・漢學所・兵學校、東京には昌平黌・開成所・醫學所、大阪には舍密局、長崎には廣運館等有りとし、「自餘府藩縣ニ在ルモノ未詳ナラズ」と記してゐる。昌平黌が特に文政の事を掌る行政機關として活動し始めたのはこの頃からであると思ふことが出来る。即ち該表に據れば明に太政官七官と獨立してそれに次ぐものとして「學校」なる機關が認められてゐる。さうしてその長官が知學事である。即ちこれよりさき、十月二十七日箕作麟詳・内田恒次郎・細川準一郎・福澤諭吉等に學校取調御用掛を命じ、十一月二日には議定山内豊信・辨事兼議定秋月種樹(當時山内は議事體裁取調總裁を兼ね、秋月は同取調掛を兼ね)に學校取調兼勤を命じ、神田孝平・森有禮(以上當時議事は當時議事體裁取調掛)松岡七助・菱田田文藏をも同掛に任じ、ともに學制を査定せしめた。これらの調査の結果であらうか、十二月十日以來上記の如く昌平黌の職制が改正され、教官には頭取以下敎校三等が置かれたり、教育行政に關する職官として知學事

正權判學事の諸官が置かれたのである。この時から行政官の所管をはなれた中央教育行政機關としての昌平校が名實ともに成立し始めたこととみることが出来る。換言すれば、その頃まで行政官その他の機關(内國事務局鑄臺府(總督府)鎮將府、東京府)の執つてゐた文政に關する諸の事務が中央行政機關としての昌平校に移されることになつたのである。明治二年六月十五日昌平校が大學校と改稱されるまでの期間に、校内には府縣學校取調局が置かれたり、尋いで府縣に命じて小學校を設けしめ、昌平校から官員を派してこれを検査せしめたり(三)、史料編輯、國史校正局が置かれたり(三)、書籍出版准許に關する事項が行政官より移管されたり、取調所を校中に設け出版條例を頒布したり(五)、種々文政當局としての活動を開始してゐる。

この間に、制度寮が設けられ、知學事山内豊信をして總裁を兼ねしめ、秋月種樹をして副知學事とした。その後四月二十日山内は知學事を罷め、五月七日議定正親町三條實愛がこれに代つたが、同月十五日再び山内が知學事となつた。

ところで、ここに注目すべき出來事がある。それはちやうど昌平校が以上のや

うな活動を開始しだした頃、明治二年四月八日に民部官といふものが設けられ、府縣事務を總掌することとなつた。當時は廢藩置縣(四年七月)は勿論のこと、版籍奉還(二年六月)さへ行はれんとして未だそれに至らなかつた時期であつたから、府縣といへば大半は舊徳川家から沒收した地方のみで(八府三十一縣)、日本全國に散在する大・中・小二百七十三藩の諸侯の勢力は維新後とはいへ舊幕時代と殆ど變りなく、新政府の行政權は直接には遠く及ばなかつた。四月八日新に設けられた民部官もこれらの藩を除いた府縣の事務のみではあるが、兎に角これを總掌するといふので、府縣學校をも同時に管理することになつたが、さて行つてゐると、これより一月ほど以前に昌平校内に設置された府縣學校取調局の事務と牴觸し管轄問題が起つてやりにくい。そこで明治二年六月民部官から太政官に施政方針に關し上申し、施政ノ順序ハ其ノ地ノ事情ニヨリ前後見込ノ次第モ有之候儀ニ付、郷學取建方ノ儀ハ一切知事へ御委任相成度、緩急其時宜ニ隨ヒ爲取計候ニ付、右昌平學校ヨリ取調役人被差立候儀ハ先々御差止相成候様仕度此段伺奉_レ上候といつてゐる。この上申が聽許されたものか、六月十四日府縣學校を民部官の所管とし昌平校の取調を止むとい

ふことになつてしまつた。ところが翌十五日昌平校を改めて大學校とし開成醫學の兩校を管せしめ、更に七月八日(八月二十日改正)に至り官制第四次改革で大學校には別當大監・少監以下の諸官が置かれた。次いで八月廿四日大學別當には松平慶永が任せられた。その職制は「掌監大學校開成醫學二校病院監修國史總制府縣學政」とあるからやや朝令幕改ともいふべきものであるが、前月民部官に移管された府縣學務は翌月再び大學校の手に歸したのである。これで略、文部省設置の基礎工作が出来たわけであるが、併し前述の如く全國多數の諸藩に對しては依然として手が届かなかつた。

その後は教育行政機關としての大學(明治二年十二月大學(學校は大學と改稱))は學校としての大學本校に比較してすこやかに生長した。さうして上記の基礎工作は更に他の方面にも擴張され、持続的に遂行された。皇漢兩派教官相互の紛争や教官對教育行政官との軋轢のために、學校としての大學本校は明治三年七月十二日廢止され、翌十三日判官以下諸役員の免職、生徒の退學が達せられたが、明治四年七月十八日文部省が設けられるまで行政機關としての大學は存續し、吏員は學務を執行しゐたものら

しい。

明治二年六月十五日昌平校が大學校と改稱されてから明治四年七月十八日文部省設立までの期間に起つた主な出來事は何であつたか。第一に大學校で初めの學神祭が行はれたこと、第二は大學別當から朝裁を乞へる略規則に就き、九月十二日集議院に御下問あらせられたこと、然も集議院の答議の結果は漢文素續廢止・釋奠廢止・孟子排斥に對する反對意見多く「要スルニ學校ノ古典ニ從ヒ規則變更ナキヲ可トス」として否決されてゐる。第三は特に大阪・長崎等の政府の直轄學校（醫學・理學・語學）が漸次大學の所管に歸したこと、第四は京都大學建設事業を中止し、専ら力を東京大學建設に注ぐことになつたこと（十二月十七日大學校を大學、開成所を大學南校、醫學校を大學東校と改めたのもそのため）である。第五に大學本校廢止とともに皇漢學兩派の教官が官を退き教育行政機關としての大學の諸官は主として洋學系統乃至は洋學に反對でない一派の人々を以て固められたこと、第六は諸藩に令して貢進生を選出せしめ大學南校に入學せしめたこと、第七東校南校の生徒をして海外に留學せしめたこと、第八は大學規則並に中小學規則を制定

したこと。このうち第一乃至第七に就ては他の章に譲り、最後の大學規則並に中小學規則に就て一言すれば、この規則は從來の學規が主として一二の學校に關する規則であつたのに反し、全國の學校制度に就き總轄的に規定し、すべての學校をしてその據るところを指示したものであつて、我々は明治五年の「學制」の中央集權的劃一主義の先驅をここに見出しうるのである。又この大中小學規則(三二)は何人の手によつて作成されたものであるか。東大編、東京帝國大學五十年史には不詳となつてゐるが、該規則制定前約八ヶ月明治二年五月十日に制度察(二年設四月置)を制度取調局となし、公議所議長大原重實、學校判事森有禮、權判事神田孝平、同加藤弘之に制度取調掛を命じたことがある。文部省編「學制五十年史」ではこれらの人々の手に成つたものであらうと推定してゐるが、何れにせよ、その内容から察しても明かな様に從來の皇道主義的規定とはその趣を異し、孝悌彛偏ノ教治國平天下ノ道格物窮理日新ノ學是皆宜シク究覈スヘキ所ニシテ内外相兼ネ彼此相資ケ」といふやうに非常に調和的になつてゐることは争へない事實であるからこの點からも上記の人々の手になつたものと推定することが許されるであらう。

以上の様な基礎工作のおかげで文部省の誕生も漸次近づいて來た。併しそれには尙ほ廢藩置縣(四年七月)といふ大規模な社會的變革を必要としてゐた。かくして從來各藩の任意に委ねられてゐた地方教育行政は總て中央で統一することとなり、明治四年七月十八日大學を廢して文部省を置き、江藤新平を文部大輔とした。尋いで同月二十八日大木喬任が文部卿となり、八月四日江藤新平は一等議員となつて文部省を退いたが、大木喬任は明治六年四月參議に轉ずるまで在職し、五年八月、學制頒布の大事業を成し遂げた。「學制」の詳細は前述の通りであるが、ここでは次の點だけを明にして置きたい。

文部省設置は上述の如く全國學事の統一化を、教育行政の中央集權制の確立を意味する。ところでここに注意すべきは如何にそれを統一すべきか、その指針となつたのは實に「學制」そのものであつたといふ一事である。従つて「學制」が當時の地方の情況には多少ともそぐはぬ程劃一的であり大規模すぎるものであり實現可能性からはるかに遠い理想であつたことは、見方によつては却つて幸であつた。従つて文部省設置後に於ける我國中央教育行政機關の歩みに關する限り、それ以

前の暗中摸索時代に於けるとは異り、比較的着實な前進を續けてゐる。故にその後の問題は専ら全國教育行政の充實と整頓(中央集權制確立)といふ點にあつたのである。中央教育行政機關としての文部省の意氣込みも惱みもそこにあつた。従つて亦省内の事務分掌に關する配分如何といふことが文部省の當面した問題でもあつた。明治四年七月文部省が設けられ全國の教育事務を總判し、大中小學校を管理することとなつたのは上述の通りであるが、越えて九月二十九日省内に教師課・會計課・職員課・記録課・書籍課・受付課の六課が置かれ、中央教育行政機關として略、その體裁を完備するに到つた。

左に昭和六年四月刊行文部省編「内外教育制度の調査」に據つてその後數年間の文部省に於ける局課の變遷を表記して置く。

明治四年七月十八日 文部省ヲ置ク

全國ノ教育及衛生事務ヲ總管ス

九月二十九日 六課ヲ置ク

教師課、會計課、職員課、記録課、書籍課、受付課

九月

博物局ヲ置ク、物産獎勵ノ事ニ當ル

十二月

従前ノ諸課ヲ廢シ六課ヲ置ク

一、學務課

諸學校ヨリノ願伺、外國教師ノ事(明治五十八)局ト改ム

一、記録課

記録、文案、布告、調印、例規、徵錄

一、職務課

諸官員職務進捗ニ屬スル文書畫記等ノ事

一、書籍課

書籍、器械ノ處分、出版免許等ノ事ヲ掌ル

一、用度課

省中ノ用度、諸學ノ入費、營繕ノ事(明治五十八)局ト改ム

一、受村課

書類受付指令ノ傳達

五年二月十一日

醫務課ヲ置ク(明治六三・二三)局ト改ム

十月廿五日 文部教部兩省合併

(教部省ハ寺社ノ事務ヲ掌リシ所)

十月八日 學務局ヲ置ク

十月八日 用度局ヲ置ク

六年二月廿七日 築造局ヲ置ク

二月廿七日 文書局ヲ置ク

三月廿三日 醫務局ヲ置ク

七年四月十二日 (外管)督學局ヲ置ク

大學區督學局ヲ合シテ本省ニ置ク

九月十九日 學務局ヲ廢シ學務課ヲ置ク

十一月十三日 四課一局ニ改ム

一、學務課 學校教師生徒ニ關スル事務

一、會計課 省中ノ財務外管各部ノ出納検査

一、報告課 報告、雜誌、印行等

一、准刻課 出版准刻ノ事務

一、醫務局 一般衛生事務

八年六月廿二日 衛生准刻事務ヲ内務省へ移管

九年二月 編曆關係事務ヲ内務省へ移管

十年一月十六日 督學局ヲ廢シ學監事務所ヲ置ク

十年一月十六日 内記所ヲ置キ、文部卿附屬書記ヲ廢ス

十一年十二月廿八日 學監事務所ヲ廢ス

十二年十月七日 音樂取調掛ヲ置ク(音樂、唱歌ノ事務)

十三年三月廿五日 五局一所ニ改ム、他ニ一掛アリ

一、官立學務局 官立學校、書籍館、博物館事務明一三・四・二・八(海外留學生事務ヲ加フ)

一、地方學務局 地方學事掌理(明一三・六・五)教科書ノ調査ヲ加フ

一、會計局 本省及所轄各部ノ會計營繕、不動産管理

一、編輯局 學務上所要圖書編輯印行等

一、報告局 報告雜誌、日誌ノ調製

一、内記所 本省ハ直轄各部ノ教職員ノ任免、職制章程、公文ノ受付報告、

文庫ヲ管理(明治一四・三・二九)局ト改ム

一、音楽取調掛

十三年十月十四日 調査課ヲ置ク、法規等ヲ調査ス

次に文部省の職官についていへば、創設當初の文部卿は大木喬任(四年七月二)であつたが、六年四月十九日文部兼教部卿(五年十月文部教育兩省合併)大木喬任は參議に轉じ三等出仕田中不二麻呂が代つて省務を掌つた。明治七年一月二十五日參議木戸孝允が文部卿を兼ねることになつたが五月十三日木戸孝允は宮内省出仕となつたので、再び田中不二麻呂が代つて省務を攝行し、九月二十七日には田中は文部大輔に進んだ。然もこの状態即ち文部卿を缺いたままで、明治十一年五月まで滿四箇年の歲月は適ぎた。明治十二年五月二十四日陸軍中將西郷從道が參議兼文部卿に任せられたが、十二月二十四日西郷が陸軍卿に轉じたので、三度び大輔田中不二麻呂が代つて十二年九月十日參議寺島宗則が文部卿兼任となるまで省務を掌つた。

尙地方行政に關する章に於ても敘述する心算であるが督學局に就て一言する。「學制」の規定に據ると、全國八大學區(後七大學區に改む)に夫々大學本部を設け、本部毎に督學

局を置き、督學をして各大學區内の學事監督に任せしめ、更に文部省内には督學本局を設け、これらの各督學局を總督せしめることになつてゐたが、これは充分實行されないで督學局の設けられたのは第一、第二大學區だけであつたらしい。明治五年九月十四日省内に大中小督學を置き、翌六年五月少督學以下の官吏を派して第一大學區を巡視せしめ、六月には文部大少丞以下の官吏を分派して第三乃至第七大學區を巡視せしめた。以上が學事視察の嚆矢であるといはれてゐる。各大學本部督學局設立がはかどらぬためか、七月三日には各大學區合併督學局を文部省内に假設し、(當分の間)各大學區の學事を監督させた。文部省刊行「内外教育制度の調査」によると、「學事ニ關スル伺及届ヲ聽ク」とあるから、この程度の事務を執つたものらしい。八月十二日には督學の外に大中小視學及書記を置いた。翌七年四月十二日大學區督學局を合して文部省の一局となし、その職制を定め、督學二人を置く。そこで六月十日に「學區監視條例」「督學巡回規則」「視學巡回規則」等を定め、爾後毎年數回督學視學を派して地方の學事視察を行ふこととした。ところが明治十年一月十六日に至り督學局を廢し、學事視察の事務は便宜書記官が掌ることとし

文部省經常部內譯表 (單位圓)

會計年度	期首 期末	文部省 歲出經常部 (合計)	本省						諸學校費	教育 博物館	東京 學士會館	師範學校 補助金	小學校 補助金	備考	
			雜給及 諸	雜給	廳費	修繕費	外國留 學生費	留學生 監督費							外國行 費
第一 期 (決算)	慶應3年12月—明治1年12月	イ (37,709)													(イ) 第一期より
第二 期	明治2年1月—同 2年9月	イ (105,481)													第三期までは
第三 期	同 2年10月—同 3年9月	イ (123,612)													「學校及病院」を
第四 期	同 3年10月—同 4年9月	ロ (144,965)													示す。
第五 期	同 4年10月—同 5年11月	ハ (571,641)													(ロ) 第四期は
第六 期	同 6年1月—同 6年12月	1,303,536													「大學校・文部省」
第七 期	同 7年1月—同 7年12月	1,330,348													を示す。
第八 期	同 8年1月—同 8年6月	869,741													(ハ) 第五期は
明治八年度	共年7月—翌年6月	1,743,514													「文部省及學校」
" 九年度	" " "	1,695,311													を示す。
" 十年度	" " "	1,164,298	54,781	9,976	76,987	7,250	21,855	6,454	11,247	2,846	299,663	20,833	700,000	655,290	第六期以後は「文
" 十一年度	" " "	1,138,653	54,222	12,869	57,470	8,172	22,370	6,687	8,779	3,912	191,397	50,000	425,000	489,182	部省」を示す。
" 十二年度	" " "	1,187,542	55,954	14,644	60,322	22,491	32,428	3,280	3,775	367	174,481	70,000	425,000	532,994	
												8,276	70,000	351,300	

た。恐らく明治十二年の「教育令」の自由主義の先觸れと見るべきものであらう。

最後に當時の文部省備考参照歳出經常費を茲に表記する。(明治大正財政詳覽による。)

第二章 地方教育行政の整備

我が國に於ける封建制度の崩壊過程がいつ頃から始まつたか、それ自身興味ある研究問題である。一般に我が國の封建時代は鎌倉時代から徳川時代の末期に到る期間に存在したといはれて居る。併し、封建制度成立の豫備過程が鎌倉時代以前遠く源平兩家の武將勃興時代にさかのぼることが出来るならば、封建制度の崩壊過程が家康の海内統馭に續く徳川三百年の太平の基礎となつた諸法令の制定に初まつたといひ得よう。家康が頼朝の故例に倣つて封建の政體を立て、先づ古法制・舊規を參考して創定した制度は三代家光に至り略その規模の確立を見、八代吉宗がこれに潤色修補を加へ、更に十一代家齊に至り大成された。要するにこれらの徳川幕府の諸制度の充實整備の過程は他面我が國中央集權制の成立の前提、換言すれば、封建制度の崩壊の前段階と見る事が許されるであらう。

特に教育方面に限つても、教育史家は殊に寛政前後から藩學、郷學、私塾、寺小屋等の諸學校が激増した事實を明らかにしてゐることは前にも述べたが、この事實は儒學の隆盛、商業並に交通の發達等にも據るものであると同時に、中央の幕府の政策の影響が積極的にまれ消極的にまれ比較的速かに各藩に及ぶやうになつた事を物語るものである。勿論幕府の威令が全國に及ばなくなつた幕末の時代相はこれとは自ら事情を異にする。藩學は殆んどその大半は正學たる朱子學を主とし、幕府直轄の官學昌平黌の規模體裁をまねたものであつた。しかも寛政二年異學の禁令が出た前後から幕府は昌平黌の規模を擴張し、各藩ではそれに倣つてか、その藩學の充實につとめ、藩學の設けなき諸藩ではこれを新設するやうになつた。斯く寛政前後の我が國の教育制度は漸次、全國的統一化への一步を明らかに踏み出してゐるやうに見える。以上は藩學についてのみの敘述であるが、郷學、私塾、寺小屋についても藩學と略、同様のことが言へる。元來、徳川時代の學校は私學から發達してゐる。後に幕府直轄となつた昌平黌さへ、初めは林家の私學であつた。私塾は勿論藩學も郷學も私學から起つたものと見られてゐる。自然發達に委ね

てあつたといはれる寺小屋に關してさへ、六代家宣、八代吉宗、十一代家齊、十二代家慶の時代には夫々寺小屋の庶民教化力に對して注意を向け、その振興を圖つたり、他の諸藩中にも、高山、勝山、小濱、芝村の各藩に見られる如き寺小屋教育に干渉や獎勵をした例もある。

以上は教育制度の中央集權化の豫備段階とも見られる學校教育制度化について略述したものであるが、かゝる意識的制度化過程の他に、社會の内部からの根強い近代國家的教育制度成立の芽生と成長とが見出される。前に述べた徳川時代の私學の勃興はそれの原始的なものと見ることが出来る。寺小屋などは幕府並に諸藩では大體に於て干渉政策を採つてゐたに拘らず自然的發達を遂げ寺小屋の最も多かつた維新頃は、今の小學校數の數倍にも上つたであらうと推定されてゐる。私塾も寛政前後から、加速度的に増加したが郷學中には一私人及び何人かの士民の共同資金によつて設立維持されてゐたものが多數に上り、藩の設立した郷學と共に藩學をたすけて諸藩の士庶の教化につとめた。

又藩學も寛政以後はまたこれを設立せざる藩も進んで新設するやうになつた

といふことは前述の通りであるがこれは單に意識的制度化によるもののみとはいはれぬであらう。然らば維新の際、新に誕生した新時代は舊幕時代から如何なるものを繼承したかといふに、日本教育史資料によれば維新前設立されたもの藩學二二三校、郷學八二校、私塾一五〇〇校、寺小屋一五〇〇〇校で（教育史家は寺小屋について現在の小學校の數倍といひ、私塾については上記の數倍と推定して居る）この外、江戸の幕府直轄學校及び幕府直轄地の諸學校十數校を加へたものが全国各地に散在してゐた。それらをそのまま新時代は繼承したわけである。以上のことを念頭に置いて維新後の教育をみて行かないと本當のことは判らぬ。

慶喜太政奉還後の新政府の直轄學校の主たるもの及びそのものからの中央行政機關成長過程はこれを前章に於て敘述した。従つて當面の問題は地方に分散されてゐる舊幕時代の藩學、郷學、私塾、寺小屋等のその後の運命についてである。徳川慶喜東走するや、徳川家の領地即ち「天領」を取上げ、これを「府」又は「縣」として朝廷の直接支配下に置かれた。従つて明治元年、二年頃の地方行政の實際は府・藩・縣の三治が併行して行はれてゐた。即ち諸藩は大體に於て舊幕時代のまま存置さ

れ、諸侯は土地人民を私有しその藩政の自治に任じてゐたので封建の舊態は依然残つて居り、しかも府縣の新政が新にこれに附加されたため地方行政は當時まことに不統一なものであつた。元年二月新政府は諸藩を分つて大藩、中藩、小藩の三級とし、又徴土貢土の制を定め、諸藩士及び都鄙有能の者を公議により、これを徴土として拔擢してこれを參與、又は判事に任命し、又諸藩主をして藩士中より人材を拔擢せしめ、これを貢土(今日の代議士の如きもの)として中央政府の議事所にいたさしめた。従つて當時の各藩はあたかも聯邦の様な形式のものであつたといはれて居る。

元年十月二十八日には各藩に共通な官制として藩治職制を定められた。即ち、執政(無定員、職掌は體認朝政、補佐藩主、一藩紀綱政事無不總)。參政(無定員、職掌は掌參政事、一藩庶務無不與聞)公議人(朝令を奉承し國論に代る執參之を兼ね)及び家知事(藩主の家事を掌る)を置いた。而して「明治史要」によると、執政參政ハ門地ヲ廢シ、人材ヲ擧グ、其黜陟ヲ奏上セシメ兵刑民事等ノ職制ハ府縣ノ制ニ憑準詮定シ且ツ議事ノ制ヲ設ケシムとあるから、新政府を漸次藩政統一に力を盡しつつあることがわかる。

かうした新政府の爲した統一化への努力は時勢の進轉の波にのつて遂に明治三年六月の版籍奉還となつて現はれた。斯くして加賀金澤藩主、前田慶寧、鹿兒島藩主、島津忠義以下二百六十二人を以て新に知藩事となし、茲に「藩」の面目は一變したのである。併し版籍奉還により天下の土地人民は總べてこれ朝廷の御支配になつた筈ではあるが、實際はさう簡單にはいかなかつた。依然諸藩は獨立政治區たるの状態を持續し却つて反動化の勢さへ示した。

「これには種々の理由がある。各藩の権力が重くして中央政府の権力が比較的にかつたのも其の一因、又、各藩夫自身に於ても王政復古後の世の中の見据が付かなかつたのも其の一因である」（藤井甚太郎著明治維新史講話二五〇頁）

さうして諸藩は不安に驅られて、遂に「大に藩の軍制官制を改革して所謂富國強兵を計劃したのである」（同上書三、五一頁）。而してこのことは「獨り兵制のみならず文教に於ても各藩争つて改革を致した」（同上書三、五一頁）のであつた。

このやうに版籍奉還後却つて逆に諸藩が反動的に夫々富國強兵策をとるやうになり、文教にも力を注いだ結果、地方の教育が普及され整備されたことは事實で

ある。併しこの事實は「學制」頒布後、一面に於て地方に於ける近代的學校教育普及に有形無形に與つて力あると同時に、亦他面「學制」實施に當り可成力強い障害ともなつたやうに見受けられる。

いま、藩學中その職制について最も纏つた資料の多い彦根弘道館を一例にとつて見ると、寛政十一年七月廿九日藩主井伊直中の創建にかかり、その規則は一に範を熊本の時習館に取つたといふことである。初めは單に稽古館といひ、後、弘道館と稱した。

創設當時の職名、職掌を列擧すれば、(斯文六十年史に據る)

頭取 定員なし。中老より兼務し、或は家老の嗣子を以て之に充つ。館内の庶務を總裁す。
稽古奉行 定員なし。笹之間以上の者を以て之に充つ。物頭、母衣役の者を以て之に充つる時は加役とす。館内文武諸藝を督し、諸生の精粗を監す。

物主兼書物奉行 六名或は七、八名。物頭、母衣役の者を以て之に充つ。諸士を以て之に充つる時は添役とす。館内の諸般の事を掌り、諸吏員、諸生徒の勤惰精粗を監し、兼て書籍の出入を掌る。

學問方 定員なし。儒者を以て之に充つ儒者は其の家業にして子孫をして世襲せしむ。

然れども子孫其の器に非ざれば命ぜず。或は歩行、足輕若しくは農商に學業拔群の者ある時は、登庸して士となし、祿を興へて儒員とす。文學上の事には一切關與し兼て講義會頭を掌る。

素讀方 二十名或は十八名。諸士の文學ある者を以て之に充つ。歩行を以て之に充つる時は加役とす。四寮に分住して教授す。四之寮用掛は、素讀方中最も達學の者を選びて之に充て兼て會頭をも掌らしむ。三之寮用掛は、稍優れる者を以て之に充て、記録生をも教授せしむ。一二之寮素讀方は、初等生に句讀を授く。

手跡方 六名。諸士の能書を以て之に充つ。歩行を以て之に充つる時は加役とす。一二之生徒に習字を教授す。

諸用方 四名或は五名。諸士を以て之に充つ。館内諸器械及び金銀出納を掌る。

會頭用掛 定員なし。學問方四之寮用掛を以て之に充つ。或諸士子弟若しくは歩行の文學ある者を以て之に充つ。生徒學を會し、輪次講義せしめて之を聴き、其の質疑を譯す。

軍學 定員なし。上泉流一名は家業なり。是を井伊氏の軍法とす。越後流は諸士若しく

は歩行の其の學に達する者を以て用掛とす。生徒を會して兵書を教授す。

和學（後に國學と改稱す）

定員なし。諸士又は歩行を以て用掛とす。古事記、六國史以下、皇國の故事來歴を教授し、兼て詠歌をも教授す。

禮節方 定員無し。小竺原流なり、諸士、歩行を以て用掛とす。歩家の禮法を教授す。

天文學 定員なし。諸士歩行を以て用掛とす。渾天儀を備へ、日月星辰の運行等を教授す。

算術 定員なし。諸士、歩行を以て用掛とす。算盤或は算木を以て教授す。

醫學會頭 藩醫中、其の學業に達する者を以て用掛とす。醫書輪講の疑義を譯す。

武藝師範 以下之を略す。

其の後殆ど變改なく、明治元年に至り、十一月廿八日諸職員の職を解き、家老小野田小一郎を以て總教局一等執事としたが、其の他の制度は不詳である。併し、この頃の他の諸藩の職制の知らるる限りでは殆ど舊幕時代のもものと大差なしといひうる。ところが前述の通り二年六月の版籍奉還後、草高二十五萬石の藩主井伊直憲は現石九萬四千三十石、家祿九千四百〇三石の彦根藩の藩知事となつた。七月には正權大參事、正權小參事が任命された。知事の職掌は、掌知藩内社祠、戸口、名籍

字養、士民、布教、化敦風俗、收租稅、督賦役、判賞刑、知僧尼名籍、兼管藩兵」とある。三年九月藩制の改革を見た、これが有名な「藩制實施」である。

そこで二年六月の版籍奉還後、四年七月の廢藩置縣までの職制改革を左に列記する。

二年八月十三日、小野田心一郎を文館督學長とし、脇石夫、宇津木翼を文館學監と爲す。以下の職員は不詳。十月廿八日、更に弘道館を改めて文武館と改稱、その職制を定む。督學長一名、學監三名、教頭一名、主張兼紀綱六名、文武副教頭一名、文武教授二名、文武副教授十一名、文武助教七名、文武副助教十二名、書學兼書記掛一名、史生三名。三年四月二十日、文武館を學館と改め、十月廿二日、閏十月廿二日終に學校と改め、且職制を改む。其の人員不詳、督學、學監、教頭、教授、副教授、助教。四年二月廿四日職制を改む。少參事一名、權大屬一名、少屬二名、史生、廳掌二名、教頭、教授、副教授、助教。同年六月廿八日教科を改め、法文、理、醫科とし職制を改む。少參事一名、權大屬一名、少屬二名、史生二名、教頭五名、教授六名、副教授六名、助教六名、副助教六名。同年七月廢藩置縣の令有りしも學校は舊に依る。同年十一月彦根縣を廢して長濱縣を置くも、學校は依然繼續。同月十日職制を改む。少參事一名、權大屬一名、少屬二名、史生二名、教頭皇漢二名、教頭準席詩文一名、教授五名、副教授

四名、助教兼習字十名、副助教四名。五年九月閉放。（斯文六十年史に據る。）

以上は廢藩置縣前の藩學についての敘述であるがこの頃は未だ中央にさへ確たる教育行政官廳なき時勢であつたから、これらの藩學の職官として擧げられてゐる諸官の一部は當時未發達の地方教育行政（藩内の教育）に重大な役割を持つてゐたことであらう。

「學制」頒布とともにこれらの藩學は殆ど廢校された。これは單に廢藩による財政上の困難ばかりでなく、政治的意味も多分にあつたのではないかと、私は推察してゐる。若しこの推察が當つてゐるならば、廢藩前に於ける藩學の地方教育行政に於ける地位は可成大であつたと云ひ得るであらう。

以上の敘述は全國各藩に於ける地方教育行政の整備過程であるが、府縣に於ける自治體の教育活動に就ては小學校及び中學校に關する章に於て詳述することとし、茲には割愛する。

廢藩置縣の結果、第五次官制改革が行はれ文部省が生れた。併し「學制」が頒布さ

れるまでには明治四年七月文部省創設から同五年八月の「學制」頒布まで滿一箇年の準備期間を要した。

「學制」の頒布と同時に(五年八月三日文部省令第十三號を以て)左の如く府縣に諭達した。

今般被仰出候旨モ有之、教育之儀ハ自今尙又厚ク御手入可有之候處、從來府縣ニ於テ取設候學校一途ナラズ、加之其内不都合之儀モ不少、依テ一旦悉ク令廢止、今般定メラレタル學制ニ隨ヒ其主意ヲ汲ミ、更ニ學校設立可致候事

斯くして舊制舊分子は一掃されることになつた。藩學初め郷學・私塾・寺小屋が續々廢校された。

「學制」に隨ふと、全國は八大學區(後七大學區に改む)に分たれ、一大學區を三十二中學區(人口約十三萬人を以て)に分ち、一中學區を二百十小學區(人口約六百人を以て)に分つこととした。而して各大學本部毎に督學局一所を設け督學を置いた。督學は本省の意向を奉じ、地方官と協議し大學區内の諸學校を監督し規則の得失生徒の進否等を検査し論議改正することを得るものとした。督學局は總べて地方官と學事を議決するのであるが、時には學區取締に對し本局の意向を諭示する。又地方官は

總べて督學局と協議すべき旨を規定してゐる。

學區取締は一中學區内に十名から十二三名を置き、一名の學區取締をして二十乃至三十の小學區を分擔せしめ、學區内の就學・學校の設立保護・經營・修理・經費の使用等一切の學務を擔當する。又學區取締は一中學區内の事に關し相互論議して便宜を計り區内の學事の進歩に資す。その選出法は土地の居民中名望ある者を選り地方法官に於てこれを任命すべきものとし、給料は地方の便宜により月給五圓より十圓までとした。學區取締は明治十二年九月「教育令」によつて廢止されるまで存置されたが、この時代つて學務委員が置かれることとなつた。

地方教育行政の實際は「學制」の指針を得て、大いに整備した。これには實に目覺しい地方民の努力がある。「學制」頒布前の舊封建制による學校制度は、既述の如く、頒布後の教育の進歩の障害となつたと同時に亦、頒布前の地方に於ける學校教育普及力が大であつたればこそその後の地方教育の急速な進展も成る程とうなづけるのである。

左の表によつて「學制」頒布後の地方學事發達の跡を見ることが出来る。

	小學校數	教員數	兒童數	小學補助金	文部省經費總額
明治六年	二一、五五八	二五、五三二	一、一四五、八〇二	二九三、五二七	一、三〇〇、〇〇〇
明治七年	二〇、〇一七	三六、八六六	一、七一四、七六八	二九五、八五四	一、三〇〇、〇〇〇
明治八年	二四、二二五	四四、五〇一	一、九二六、一二六	七〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
明治九年	二四、八四七	五二、二六二	二、〇六七、八〇一	六五九、〇〇〇	一、七〇四、八〇〇
明治十年	二五、四五九	五九、八二五	二、一六三、六〇一	四二五、〇〇〇	一、六七〇、九〇四
明治十一年	二六、五八四	六五、六一二	二、二七三、二二三	四二五、〇〇〇	一、一四〇、〇〇〇
明治十二年	二八、〇二五	七一、〇四六	二、三一五、〇七〇	三六一、三〇〇	一、一三九、九七〇
明治十三年	二八、四一〇	二〇、〇五〇 補助)五二、五一二	二、三四八、八六〇	二〇〇、〇〇〇	一、一四六、一〇〇

「學制」實施は色々な意味での問題があつた。第一に地方の資力の不足、第二に永い傳統をもつ舊思想の歐化主義に對する反對や無理解からくる妨害である。然るに「學制」に於ては學費はこれを民費によるを原則とし、前表に記した小學扶助委託金の如きも文字通りの扶助金であつたし(兒童一人に對し九厘の割合)、「學制」の精神は「被仰出書」に明かなるが如く徹頭徹尾實學主義であり、また他面干渉的劃一的であつた。ここに問題の湧く泉があつた。

これらの問題にもかかはらず明治六年度府縣教育費歳出百五十七萬百七十八圓七十七錢九厘七毛(文部省第一
年報による)であつたのが明治十二年度のそれは四百七十五によつても地方學事の著しい進展振りを推知しうるのである。

最後に「學制」に示されてゐる大學區の區分を左に示す。後多少の變改はあつた。

第一大區 東京府 神奈川縣 埼玉縣 入間縣 木更津縣 足柄縣 印旛縣 新治縣

茨城縣 群馬縣 宇都宮縣 靜岡縣

計一府十三縣東京市ヲ以テ大學本部トス

第二大區 愛知縣 濱松縣 度會縣 岐阜縣 三重縣

計五縣愛知縣ヲ以テ大學本部トス

第三大區 石川縣 筑摩縣 新川縣 敦賀縣

計四縣石川縣ヲ以テ大學本部トス

第四大區 大阪府 京都府 兵庫縣 奈良縣 堺縣 和歌山縣 飾磨縣 豊岡縣 高知

縣 名東縣 岡山縣 滋賀縣

計二府十一縣大阪府ヲ以テ大學本部トス

第五大區 廣島縣 島根縣 北條縣 小田縣 愛媛縣 山口縣 濱田縣

計八縣廣島縣ヲ以テ大學本部トス

第六大區 長崎縣 佐賀縣 宮崎縣 白川縣 鹿兒島縣 小倉縣 大分縣 福岡縣 三

瀨縣

計九縣長崎縣ヲ以テ大學本部トス

第七大區 新潟縣 柏崎縣 置賜縣 酒田縣 若松縣 長野縣 相川縣

計七縣新潟縣ヲ以テ大學本部トス

第八大區 青森縣 福島縣 磐前縣 水澤縣 岩手縣 秋田縣 山形縣 宮城縣

計八縣青森縣ヲ以テ大學本部トス

第三章 教育政策

維新後の教育思想、維新直後の教育政策を左右した思想として諸教育史家は皇道主義を擧げてゐる。尤も最近出版された高橋俊乘氏の「日本教育文化史」には、明

に皇道主義とは言明されずに、これと儒學思想との衝突を指摘し、その間に介在して當局者のいだいてゐた實用主義思想を暗にほめかして居られる。また海後宗臣氏は「明治文化全集第十卷教育篇」に於て、「大小學校建議解題」でこの建議と「學制」との關係に言及し、儒學思想を背景とする教育政策の從來考へられてゐたより以上、に根柢的に有力であつた事實を指摘して居られる。

このやうに新しい研究者によつて從來の皇道主義説は多少の動搖を來してゐるやうである。このことは史實に忠實である限り疑へないもののやうである。然らば、從來教育史家は何故に此の時代を單に皇道主義と一概に特徴付けたか、その誤解のもとは何處にあつたか。我々はこの點を逆に明瞭にすることによつて維新直後の教育政策の實狀を探つてみたい。

當時の教育政策に關する主な史料を左に列記してみる。「學舍制案」(三月三)、大
學寮代設置に付き堂上方への達(四月廿)、本居中衛辯事局への建議(四月)、玉松操
から岩倉輔相への抗議書(七月)、九月十六日御沙汰書、十二月十日御布告(以上
明治元年)。

「皇學所規則」(正月)、「九月二日御沙汰書」、「大學別當の名を以てせる皇漢學合併の學制四ヶ條の集議院への下問」(九月十日)、「同下問に對する九月十七日の答議」、「十一月二十二日御沙汰書」(以上明治二年)。

「大學規則及中小學規則」(二月)、「大學教官中博士芳野立藏以下九名連名の大學内改革の建白書及舍長伊知地清次以下四名生徒數十名連署の建言」(四月)、「以上の建言に關して取交された島少監の書面、松平別當の書面、六月七日の達、其他」、「七月十二日十三日の達」(以上明治三年)。

上記の他に福澤先生の著書「世界國盡」、「西洋事情」、内田正雄譯の「和蘭學制」、加藤有隣著「大小學校建議」(以上明治二年)、小幡甚三郎譯の「西學校軌範」等及び當時の國學者漢學者の著書日記類などが參考になる。

明治新政府の樞要な地位についた人々の懐いてゐた思想は、上述の高橋氏の説を俟つまでもなく、單に復古的な皇道主義ではなかつた。勿論、維新革命を成就させるにこの思想は大いに興つて力あつたことは疑ひない事實であるが、それは明に幕末に於ける討幕攘夷の思想的背景として認めらるべきで、世が明治となるや

急にそれは現實的勢力を失ひつつあるのが看取される。

先づ新政府が教育事業に於て著手したのは第一章にも述べた通り、學制調査の方面であつた。この調査に當つた人々は參與内國事務判事玉松操・同神祇事務判事平田大角・矢野茂太郎等の當時の有力な國學者であつた。彼等學校掛の調査の結果成つたものが、「學舎制案」であつて、この案は總裁の名を以て元年三月二十八日之を各局に回附しその意見を徴したのであつたが、各局からは更に何の答議なく握りつぶしの形となり、其の議は中止の息むなきに至つた。この握りつぶしが果して如何なる意味のものであつたか、今は明確に知る由もないが、思ふに明治二年九月に於ける皇漢學合併の學制四ヶ條の集議院への下問に對する集議院の答議などと考へ合せると、恐らくこの「學舎制案」が餘りにも復古的な皇道主義であつた爲だと推察される。數の上からいへば當時は數百年來の儒學思想が牢固として抜くべからざる現實的地磐を有してゐた。儒學者の數、儒學を教授する學校の數は壓倒的多數を占め、一般の思想は儒教によつて培はれてゐた。併し、新政府の重要な有力な地位にあつて、活躍したものは、前に指摘した史料によつても、明かなや

うに明治二年頃までは國學者であつた。彼等は勇敢に建議もすれば抗議もした。自己の主義を中心とする學制をも起草してゐる。ここに從來の教育史家の誤解の原因がある。彼等の建策や抗議や草案は一時はとりあげられ實行されてはゐる。併し、それは殆ど空文に過ぎなかつた。それには漢學者との軋轢などもあつて、朝令暮改ともいふべき目まぐるしい改革に繼ぐ改革が行はれ、それは文字通りの意味で實行されてゐるのではなかつた。従つて國學者の當時の熱心な努力の跡を克明に辿つて行くと、當局者が漸次その近代主義(洋學)者的性格を露はして、さうした國學者を要路から掃蕩し始めるとき實に氣の毒に堪へない。國學者は明治元年の四月頃からは、表面にはそれとみえなくとも厄介者視されてゐることが事毎に推察される。

上述の國學者が學制調査を命じられると間もなく、新思想家薩藩の岩下方平等にも表立つてではないが學制調査を命じてゐる。その結果が四月十五日内國事務局達を以て、さきに再興した學習院を大學寮代と改め、四月廿一日堂上方へ左の如く達せられた。

人材御教育、尤急務ニ付、今般三十歳未滿之輩者、爲勤學被免、小番候間、實用之學業可相勤候。尤其材ニヨリ御拔擢可被爲在候間、屹度御趣意ヲ遵奉シ、勉勵可致旨被仰出候事。(下略)

ここに言ふ「實用之學」とは何をさすのか、前の「學舎制案」は皇道主義的ではあるが、儒學や洋學を或程度まで採り入れてゐる。従つて、四月廿一日の達が岩下等の意見の結果出たものとしても、所謂「實用の學」は前の「學舎制」のそれとさほどかけはなれたものとも考へられない。併しこれは學科に就てのみいへること、で根本の主義では兩者相反撥するものがあつたであらう。

すると間もなく國學者本居中衛が辨事局へ大學寮代の設置に付きその教科に關して建議を提出した。「實用の學」といふ抽象的な言葉の内容を國學者側から規定しようといふ考であつたのかも知れない。ところが學習院を大學寮代と改めたことは學校制度取調掛たる前記國學者を無視して行はれたことなので、玉松操は元年七月岩倉輔相に抗議を申し込んだ。その抗議書の大意は大學校御取立に付て二月以來私達が朝命をうけて調査にあたり、その方も大分はかどつてゐるの

に、此度はからずも私達には何等御相談なく學習院を大學寮代と改められ、その他種々御變改あるとのことだが、聞くところによると岩下某といふものに不表立御用を命ぜられたさうで、私達の方でも彼等と談合したいと思つて參つたところ、何かといつてとり合はないので、困つて居る。これでは最初の大命とも違ひ、人氣にも關係するから何とかしてもらひたいといふのである。

この抗議が聴き届けられたものか、大學寮代は八月十七日梶井宮に移され學則を改正したが、未だ開講に至らず、九月十六日更に皇學所を九條家に、漢學所を梶井家に置き、先漢學所を十八日から開講させ、皇學所は追て開講といふことになつた。九月十六日の達文中、皇學所漢學所共通の規則によると、

一、國體ヲ辨シ、名分ヲ正スベキ事

一、漢土西洋之學ハ共ニ皇道之羽翼タル事

但中世以來武門大權ヲ執リ、名分取違候者許多ニ付、向後急度可心得事

一、虛文空論ヲ禁シ着實ニ修行シ、文武一致ニ教諭可致事

一、皇漢漢學共ニ互ニ是非ヲ争ヒ、固我之偏執不可有之事(以下略)

以上をみても明かな様に、皇道主義的色彩の濃厚なことは事實である。併し我々が看過してはならぬのは、十月五日の漢學所に關する達文及び十二月十日の皇學所に關する御布告等から階級打破の思想人心一新策等の現はれを看取するこゝとが出来ることである。

明治二年正月八日に至り達書を以て來る十五日皇學所開講、同十七日漢學所開講と訂正した。かくて、皇學所御用掛には玉松操・吉田良義・勢田章甫・出雲寺定信・渡邊重石・丸長谷川昭道・八田知紀(既に元年には平田大角・矢野茂太郎)等の人々が任命され、漢學所御用掛には川北長順・廣瀬青邨・加藤有鄰・楠本謙三郎・奥野精一(既に元年には小島忠太夫・中沼了三)等の人々が任命された。

當時定められた皇學所規則左の如し。

皇祖天神大宮

中央 天御中主大神、皇產靈大神、伊邪那岐大神、伊邪那美大神、天照大御神、須佐之男大神、御代御代天皇命、及太后、御子命等、

左 風神、火神、金神、水神、土神、大雷神、大山祇神、高麗神、祓戸神、海神、豐受毘賣大

神、大汝命、少汝命、言代命、天神、地祇、八百萬神、

右 武御雷神、經津主神、八意思兼神、五伴緒神、大伴、佐伯、物部、八十伴緒等、太王命、齋部神、久延毘古神、

皇學中分科

○本教學 神典、皇史、地誌、系譜。 ○經濟學 禮儀、律令、兵制、食貨

○辭章學 歌詞、詩文、書法、圖畫。 ○藝伎學 天文、醫術、卜筮、音樂、律曆、筭數。

學政之事 明詔之御聖旨を能々奉體認、達材成徳して、異日國家の御大用に可相成、日夜刻苦勉勵勿論之事。 皇道を遵奉し、孔教及外國の方策にも身力の及ぶ限り該博貫通可致事。 近くは人習ふて綱常倫理を明にし、修身治國の要務を精察して、遠くは神習ふて神聖の闡奥、幽顯の玄妙を窮極可致事。(下略)

以上の如く何人かの掛も任命され、規則も定められ、開校の運びとはなつたものの、同年九月に至り、皇學所は漢學所と共に當分御廢止といふことになつた。その理由は京師大學御建替に付といふことであつて、是迄の御用掛は残らず被免され

てしまつた。ところが更に十一月二十二日に至り、大學校に令して學校規則の定
るまで京都學校取建を中止せしめた。その後十二月に二條齋敬第に京都大學校
代が設けられ明治三年七月まで存續されたやうである。

上記が京都に於ける皇道主義の運命である。注意すべきは、明治二年正月皇學
校建設の一切の運びが調つて開校されたが、それは十月も満たずして廢止されて
しまつたことである。京都は場所柄でもあり上述の如く、國學者側の勢力範圍で
あつた。その勢力範圍である京都に大學校を建設することが中止されてしまつ
たのである。このことは勢ひ、東京へ一切の中心が移つたことを一般的に意味す
るのであるが、それは同時に皇道主義の現實的勢力が頓に衰へたことをも意味す
るのである。

京都にも漢學所が設けられ、漢學所掛が任命されたことは前にも述べた。而し
て漢學所掛の一人の加藤有隣には「大小學校建議」なる著書があつて、これは漢學者
側の教育策として貴重な資料であることも上述の通りである。恐らく漢學者側
からも他に種々建築するところがあつたであらうと思はれる。京都に於ても皇

漢兩學問には教育策の上に異見があつた。皇學所漢學所と分設されたのもそこに原因があるといへる。併し、何れかといへば漢學者の意見は認められてはゐなかつた。それは布告、達書等に現はれた限りに於て言はれることであるが、漢學者側の勢力範圍は江戸であつたといへる。それは昌平黌を中心としたものである。第一章で昌平黌再興のことは述べた。昌平黌最初の教官は多く舊幕時代の教官をそのまま採用してゐる。皇學所漢學所廢止前後始めて國學者の顔振れが、大學校の教官中に多く見られるやうになつたといふことが出来る。さうしてこの頃から殊に皇漢兩派の大學校内に於ける軋轢が激しくなつたやうである。この兩派の軋轢に就ては「東京帝國大學五十年史」が詳しい。故に細かい所はそれを參照して戴くことにして、次の點だけを注意するに止める。即ち東京に於ては皇漢兩派對當の地位にあつて抗爭したことが京都に於けるそれと異るといふ點である。否、寧ろ大學校に於ては傳統の然らしむるところか、漢學派の方が有力であつたやうにも推察される事實が多く見られる。「大小學校建議」が出版されたのは明治二年九月であるから、皇學所漢學所廢止と同じ月である。即ち國學者が舊來の地盤

を失つた月である。京都から東京へはつきりと中心が移されることが明示された初めた月である。同時に漢學者側が東京大學校に於て擡頭し出した月である。「大小學校建議」は、國學者の教育策が大寶令の昔よりも寧ろ神武の昔に還れといふにあつた(本居中衛の建議参照)のに對して、從來の我國は漢唐の末法に依つてゐたので、大學あつて小學なき有様を持續して來たが、新政によつて舊來の封建の制を棄てられたのであるから、宜しく唐虞三代の明制良法に依り大小の學を興すべきで、徒らに漢唐の末法を固守したり、西洋蠻夷の制に倣ふことの不可を説いてゐるのである。海後宗臣氏によると、この大學小學の思想が「學制」中に生きてゐるといはれるのであるが、この意見は當時に於ける漢學思想が、國學思想とは較べものにならぬ程數量的に普及してゐる事實、換言すればそれは永い永い傳統をもつてゐるといふ事實、及び明治二年九月集議院に於ける皇學中心の學制に就ての下問に對する各藩の儒學思想よりする反對議論答議等を見ると、海後氏の見解に反對する理由の薄弱なのを感するのである。が、當時教官の勢力は大であつたらしい。従つてこの皇漢兩派の抗爭は未解決のままといふよりは解決不可能のまま、その

うちに彼等兩派の勢力は現實的地盤を喪失し、明治三年頃には兩派は相互に各自の當面の強敵を意外な方面に見出すやうになつた。勿論それは洋學者の一派であるが、彼等は明治元年再興された舊幕府直轄の醫學所と開成所を地盤として新時代に對して廣義の技術的・智識的分子養成の役割を擔當してゐた。それは最初には國學・漢學のもつてゐたと同様の意味での政治的意味を直接には有してゐなかつた。が、政府當路者の民主主義的性格はやがて洋學の政治的意味を有つやうになることを暗示してゐた。國學者・漢學者の教育策は私の觀る限りでは決して近代的不なといふのではない。彼等の意見のうちには、ともに大いに汲みとるべき點があるのであるが、即ち、第一に國民的自覺といふ點、第二に近代民主主義的であるといふ點、第三に國家主義であるといふ點、この三點から判斷しても「學制」の精神が單に外國の模倣ではないといふことを明言しうるのであるが、ただ、洋學に比して、當時の時勢が最も必要とした技術的・智識的方面を満足せしめることが出来なかつたといふところに彼等の失墜沒落の原因がある。従つて、維新變革へ導いた思想上の指導原理を與へたものとして國學・儒學はともに明治となつても二

ケ年程は教育政策の原理となつてゐたかの如く見えたが、先にも述べたやうにそれは空なものであつて現實的にはそれらはただ没落の相そのものに他ならなかつたものである。そしてこれらと正反對に洋學思想は明治三年頃から眼に見えて擡頭し始め、明治三年七月大學本校廢止によつて本校の教官は被免となり、残るは洋學系統の南校と東校のみとなつた。次いで明治四年文部省設立、五年「學制」頒布となつたのである。文部省の首腦者は江藤・大木と何れも急進主義者である。

「學制」の一面急進主義的性格はここに原因してゐる。そしてそれは確かに洋學思想から來たものであるが、他面國學・儒學思想さへ有してゐた國家主義（國家主義は國學・儒學の獨專ではない、洋學に於ても然りである。）に深く根差したものであることを見逃してはならない。このことは明治十三年の「改正教育令」が自覺的となつた國家主義的封建思想に立脚して、封建思想とは相容れぬ自由主義的「教育令」を改めて「學制」の精神（國家主義）に還ることを主張した事實と思ひ合せてみる必要がある。

そこで、我々が氣付くのは、國學・漢學が没落するや、洋學思想の内部に二つの對立

の生じたことである。教育政策に直接關係する限りでは、英米流の自由主義と、佛蘭西(後に獨逸)流の干涉主義とである。ところが、奇妙なことには、學制は大體の組織を佛蘭西の學制に、學科目などの點を米國に倣つたといはれてゐるが、學制の實施に直接當つた人は米國流の自由主義者で、田中不二麻呂であり、アメリカ人モルレー、及びスコットなどである。第一章でも述べた様に、田中は文部大輔として文部卿なき文部省に於て四年の永きにわたつて首腦者として省務を攝行した。さうして、明治十二年に至り、田中は自己の所信に従つて、學制の廢止を斷行し、教育令を制定實施した。「學制」制定者と「學制」實施者とがその主義を異してゐたのである。自由主義者としての福澤先生の實學思想が「被仰出書」を支配してゐたことは緒言で述べた。が、政府當路者の性格はその後變遷して、間もなく福澤先生一派の自由主義思想は當局者の思想とは相容れぬものとなつた。勿論、先生の自由主義は「政府反對といふよりは政府べんたつの自由主義であつた。」(服部之總「明治維新革命及び反革命」)田中不二麻呂の自由主義も福澤先生一派の明六社のそれと變らぬものと見てよいであらう。併し、このことがやがて田中をして失脚せしめた原因となつた。

結 語

第一章第二章で教育行政に就て論じ、第三章では教育政策について述べた。第四章では學校についてのべ、第五章で教育思想を論じたいと思つてゐたが、それを盡し切れなかつたのは残念である。他日を期するより他はない。が、第一乃至第三章だけでも一應まとまつたものとして見られない譯でもない。敢へて發表させていただく次第である。

尙主要な文獻を左に列記して御參考に供する。

明治教育史文獻

- | | | |
|---------------------------------|-----|----------------|
| 文部省日誌 | 文部省 | 明治五年八月—八年一月 |
| 文部省報告 | 文部省 | 明治六年一月—十七年三月 |
| 文部省雜誌 | 文部省 | 明治六年一月 |
| 教育雜誌 <small>(文部省雜誌改題)</small> | 文部省 | 明治九年四月 |
| 文部省教育雜誌 <small>(教育雜誌改題)</small> | 文部省 | 明治十五年十二月—十七年一月 |
| 文部省統計摘要 | 文部省 | |

- | | | |
|---------------|----------------|------------|
| 文部省年報 | 文部省 | 明治八年一月以降現在 |
| 學制五十年史 | 文部省 | 大正十一年十月 |
| 日本教育史資料 | 文部省 | 明治二十三年 |
| 日本教育史略 | 大關慕來選
小林儀秀譯 | 明治十年 |
| 訂修日本教育史(再版) | 佐藤試實編 | 明治三十六年 |
| 日本教育史 | 白石正邦編纂 | 明治四十三年 |
| 明治學制沿革史 | 黑田茂次郎土館長言共編 | 明治三十九年 |
| 明治教育史 | 野田義夫著 | 明治四十年 |
| 明治教育思想史 | 藤原喜代藏著 | 明治四十二年 |
| 本邦教育史概說 | 吉田熊次著 | 大正十一年 |
| 教育五十年史 | 國民教育獎勵會編纂 | 大正十一年 |
| 大正年間日本教育史 | 三浦藤著作 | 昭和四年 |
| 明治國民教育史 | 町田則文著 | 昭和三年 |
| 日本教育史 | 高橋俊乘著 | 昭和三年 |
| 明治文化全集(第十教育篇) | 吉野作造編 | 昭和三年 |

教化史(日本資本主義發達史講座) 山下德治著 昭和七年

大日本教育通史 辻幸三郎著 昭和八年

日本教育文化史 高橋俊乘著 昭和八年

明治教化の起原(大學講義全集第二輯) 谷本富著 大正四年

日本教育思想史の研究 加藤仁平著 太正十四年以降

帝國議會教育議事總覽 安部磯雄編 昭和七年

日本帝國統計年鑑 內閣統計局編纂 明治十五年以降(年刊)

明治大正國勢總覽 東洋經濟新報社編纂 昭和二年

明治大正財政詳覽 東洋經濟新報社編纂 大正十五年

慶應義塾七十五年史 慶應義塾編 昭和七年

創立六十年 東京文理科大學編 昭和六年

東京帝國大學五十年史 東京帝國大學編 昭和七年

青山學院五十年史 青山學院編 昭和七年

(其他各學校年史)

斯文六十年史 斯文會編 昭和四年

「學制」頒布前後事情

帝國教育會五十年史 帝國教育會編 昭和八年

岐阜縣教育五十年史 岐阜縣教育會編 大正十二年

京都小學五十年誌 大正十二年

大分市教育史 大分市編 昭和四年

(其他各府縣市町村教育年史)

教育大辭書 大同館版 明治四十年

教育辭書 篠原助市著 大正十一年

入澤教育辭典 入澤宗壽編 昭和七年

尙明治元年以降の出版書籍(直接史料)は茲には凡て割愛した。